

公認会計士・監査法人制度のあり方に関するこれまでの主な議論

平成18年12月8日

項 目	こ れ ま で の 主 な 議 論	備 考
I 監査法人制度をめぐる現状等について		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人制度については、会社等の事業活動の多様化、複雑化、国際化の進展等を背景として、組織的監査への要請が高まっており、そのあり方の見直しが必要となっているのではないか。 ・ その際、大規模な監査法人については、社員数が数百人を超え、20 以上の主たる事務所を全国に開設するなど、幅広い業務活動を展開している一方、中小監査法人等については組織化の進展が引き続き課題となっている等の実態を踏まえる必要があるのではないか。 ・ 今後、公認会計士・監査法人には、企業経営のあり方やリスク等を見る眼がますます求められるところであり、このためには、監査業務以外の領域をも含めた幅広い知識・経験等が求められるのではないか。 ・ 昨今の公認会計士監査をめぐる非違事例や、公認会計士・監査審査会による検査結果等が、組織的監査のあり方について提起している論点を十分に踏まえていく必要があるのではないか。 	
II 監査法人等における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーのあり方		
(1) 監査法人の品質管理・ガバナンスのあり方について		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人の品質管理については、企業会計審議会において、昨年 10 月に品質管理基準が策定され、一定の対応がとられたところであるが、監査の質の確保に向けて、更なる制度的枠組みの整備が必要なのではないか。 	<p>○品質管理基準においては、監査契約の締結から、監査計画の策定、監査業務の実施・審査、監査報告書の発行に至るまでの監査法人等による品質管理の基準が設定されている。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・監査の質の確保のためには、監査法人において必要な品質管理体制が構築されるとともに、個々の監査においてこれが適切に運用されていくことを確保していく必要があるのではないか ・監査法人におけるガバナンス・品質管理体制の構築・運用においては、監査法人の規模等に留意しつつ、 <ul style="list-style-type: none"> i) 監査証明業務を執行する者、 ii) 監査の審査等、品質管理を担当する者、 iii) 品質管理体制の構築・運用等を含め、業務運営に関する意思決定を行う者がそれぞれの機能を適切に果たしていくことが必要なのではないか。 	
<p>監査法人のガバナンス・品質管理体制のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の公認会計士法上、監査法人は、業務管理体制を整備しなければならないこととされている。これは単に業務管理に必要とされる体制を形式的に構築することのみならず、その日常的かつ適切な運用が求められるものと考えられ、この点について更なる規定の明確化を図るべきではないか。 ・また、業務管理体制の整備に当たって、上記 i) ~ iii) の役割分担が明確なものとしていくよう、規定の整備を図っていくべきではないか。 	<p>○内閣府令で監査法人に対して整備することが求められている業務管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 所属公認会計士の一定以上の経験 ii) 監査証明業務を適切に行うための方針及び手続の整備 iii) 意見形成のための審理規程の整備等 iv) ii) の方針・手続や iii) の審理規程の的確な実施のチェック機構の設置 v) 必要な施設、財産的基礎の保有等
<p>監査法人の社員資格等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営・財務、内部統制、ITなど広範な知識と経験を求め、実効性のある監査をサポートしていくとの観点から、公認会計士でない者にも監査法人の社員資格を認めることを検討すべきではないか。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・その際、監査法人制度が、本来、公認会計士監査を組織的かつ適正に行うために設けられたものであることにかんがみ、社員に占める公認会計士の割合やボードの参加者に占める公認会計士の割合等については、一定の下限を設けることが必要なのではないか。 ・また、監査法人に対する外部者によるコントロールを防止する等の観点から、社員の範囲は業務に従事する社員たる自然人に限るべきではないか。 ・公認会計士でない者に社員資格を拡大する場合には、公認会計士でない社員の義務・責任等について明確にしておくことが必要なのではないか。 <p>◇一方、非公認会計士の社員資格を認めることで、無資格者による脱法的な事例などが生じかねないのではないかと、との論点があるが、どのように考えるか。非公認会計士が行うことのできない監査業務の範囲の明確化や、非公認会計士による脱法的な行為等を適切に防止するための監査法人のガバナンス・品質管理体制の徹底等に対応するという点でよいのか。</p> <p>◇公認会計士でない者に対して監査法人のボードに参加する途をひらくことに加えて、ボードの参加者に公認会計士でない者を含めることを義務付けるべきではないかと、との論点があるが、どのように考えるか。</p>	<p>○主要国においては、社員に占める公認会計士の割合及びボードの参加者に占める公認会計士の割合について、50%ないし75%の下限が設けられている。</p>
--	---	--

(2) 監査法人のディスクロージャーのあり方

	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的監査に期待される社会的な役割を踏まえると、監査法人自身の透明性を高めることで市場規律を働かせ、適切な品質管理体制等を確保していくことが求められるのではないかと。 ・本年6月に施行されたEU第8次指令においては、監査事務所のガバナンス構造、品質管理システム、売上高の内訳などについての情報開示義務が導入されている。これらの開示項目を参考として、監査法人に対して情報開示を義務付けるべきではないかと。 <p>(注) 監査報酬に係る監査法人のディスクロージャーのあり方については、P9参照</p>	<p>○EU第8次指令により開示が求められる項目</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 法的な構造及び所有 ii) 監査事務所がネットワークに属している場合には当該ネット
--	--	--

・仮に有限責任形態の監査法人を導入する場合には、財産的基盤の透明性を確保しておく観点から、貸借対照表、損益計算書等の計算書類についても、開示を義務付けるべきではないか。

ワークの概要、および、ネットワークにおける法的・構造的な取決め

- iii) ガバナンス構造
- iv) 内部品質管理システム及びその機能の有効性に関するボード等によるステートメント
- v) 直近の品質保証レビューが行われた年月日
- vi) 前年度に法定監査が行われた被監査公益事業体のリスト
- vii) 独立性基準を遵守しているかに関して、内部レビューが行われたかを確認する監査事務所の実務に関するステートメント
- viii) 法定監査人の継続的専門研修に関する監査事務所の方針についてのステートメント
- ix) 総売上高（法定監査報酬・他の保証業務からの報酬・税務助言業務等他の非監査業務からの報酬等ごとの内訳を含む）等、監査事務所の重要事項を示す財務情報
- x) パートナーの報酬の根拠に関する情報

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事務所については、ガバナンス構造等について監査法人と同水準の情報開示を求めることには困難な面があるが、監査の質の管理等の観点から、少なくとも品質管理に係る基本的な情報については開示を義務付けることが必要ではないか。 	
Ⅲ 監査人の独立性と地位の強化のあり方		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士・監査法人による監査の適正性を確保していくためには、監査人が独立した立場に立ち、経営者等との関係において強固な地位を保持しながら監査を行っていくことが重要であり、そのための枠組みを整備すべきではないか。 	
(1) 独立性の確保		
独立性に関するルールの整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・監査人の独立性を確保する観点から、監査人は独立した立場においてその業務を行わなければならないとの一般的・総則的規定を設けた上で、独立性確保を目的とした他の制度は、それを補強するための手段としてそのあり方を考えていくことが適切ではないか。 ・関与社員の退職後における就任先への出身監査法人による監査及び退職後における関与社員の被監査会社幹部への就任については、現行制度上、一定の制限が存在するところであるが、証券取引法上の監査が連結ベースで行われること等を考慮すると、制限先を被監査会社の親会社や連結子会社等の幹部に広げるべきはないか。 	<p>○監査人の独立性については、現行法上、公認会計士法第1条(公認会計士の使命)の中で言及されているのみ。</p> <p>○現行制度上の就任制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 監査証明業務に関与した公認会計士が、関与した会計期間又は翌会計期間に監査法人を退職し、その担当していた会社等の取締役、監査役等の幹部に就任した場合、出身母体である監査法人が、当該会社等の監査証明業務を行うことを禁止。 ii) 監査証明業務に関与した公認会計士が、監査を行った会計期間と翌会計期間に、被監査会社等の取締役、監査役等の幹部に

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会の倫理規則において、監査人は、特定の関係先又は関与先グループから継続的に受け取る報酬が収入の大部分(50%超)を占めること等により、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観を呈しないよう留意しなければならないこととされているが、こうしたルールの徹底を図っていくべきではないか。 	<p>就任することは原則禁止。</p>
<p>いわゆるローテーション・ルール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるローテーション・ルールについては、イ) 被監査会社との「癒着」の可能性を低める、ロ) 交代を機会に監査に新しい視点が導入されることが期待される、といった利点と、ハ) 監査人の知識・経験の蓄積の中断、ニ) 監査人、被監査会社に生じる交代に伴うコストといった問題点との適切なバランスを考慮していく必要があるのではないか。 ・ローテーションの期間について、四大監査法人の上場会社の監査を担当する業務執行社員のうち主任会計士に関しては、日本公認会計士協会の自主規制ルールにより継続監査期間5年、インターバル期間5年とされていることを踏まえ、法令において同様の規定を整備することを検討すべきではないか。 ・新規公開企業については、公開準備等の過程において監査人が監査に関連する業務を提供することが一般的であることを考えると、例えば公開後の最初の継続監査期間について、一定の短縮を図るべきではないか。 <p>◇監査法人の交代制の義務付けについては、監査人の独立性確保を徹底するという観点から意義があるとの指摘がある一方で、i) 監査人の知識・経験の蓄積の中断、ii) 監査人、被監査会社に生じる交代に伴うコスト、iii) 被監査会社の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展等のなかでの制度面での国際的な整合性の確保、等の観点からその問題点について指摘がある。この点についてどのように考えるか。</p>	<p>○現行の法制上の監査人の交代に係る期間は、継続監査期間7年、監査禁止期間2年。</p>

	<p>◇いわゆるローテーション・ルールは、被監査会社が「大会社等」に該当するか否かによって適用の有無が判断されている。仮にローテーション・ルールが強化される場合には、この「大会社等」について、その範囲を見直すべきではないか、との論点があるが、どのように考えるか。</p>	<p>○「大会社等」の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 会計監査人設置会社 (資本 100 億円未満かつ負債が 1000 億円未満の会社を除く) ii) 証券取引法により監査証明を受けなければならない者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場有価証券の発行者 ・ 募集・売出しを行った有価証券の発行者 ・ 所有者が 500 名以上である有価証券の発行者 iii) 銀行、保険会社、独立行政法人、国立大学法人 等
<p>(2) 監査人の選任・監査報酬の決定等</p>		
<p>基本的な考え方</p>	<p>・ 監査人は、被監査会社と監査契約を締結し、被監査会社から報酬を得て監査を行うこととなるが、その過程において監査人の独立性や地位が損なわれることのないよう、監査人の選任・監査報酬の決定等について適切な枠組みを検討することが必要となるのではないか。</p>	
<p>監査人の選任方法</p>	<p>◇会社法において、株式会社（委員会設置会社を除く）の機関である会計監査人の選任に関する議案の提出について監査役等の同意権が付与されるとともに、会計監査人選任議案の提出について監査役等の請求権が規定されているが、この点、さらに会計監査人選任議案の決定権を監査役等に付与すべきではないか、との指摘があるが、どのように考えるか。</p> <p>◇投資者保護の観点等も踏まえ、監査人の独立性を担保するために、証券取引法監査における監査人選任手続のあり方を検討するということもあり得るのではないか、との指摘があるが、どのように考えるか。</p>	

	<p>◇一方で、米国などとは異なり我が国においては、子会社を含めて一つの監査契約を結ぶのではなく単体の会社ごとに監査契約を締結することが一般的であることから、米国のように上場等をしている親会社の監査役等に当該親会社の監査人選任議案に係る決定権を付与しても、実効性の広がり期待できないのではないか、との指摘があるが、どのように考えるか。</p> <p>◇仮に監査人選任に係る決定権を監査役等に付与する場合、取締役等の権限がその範囲において監査役等に移動することになると考えられるが、そのような理解でよいか。</p> <p>◇なお、仮に監査人選任に係る決定権を監査役等に付与する場合、その対象については上場会社等を基本とし、証券取引法において所要の手当てをすべきではないか、との指摘がある一方で、会社の内部関係に係るガバナンスの基本的事項であることから、本来会社法において規定すべきものであり、仮に証券取引法等において手当てを行うと、会社法の監査と証券取引法の監査とで異なる監査人が選任されかねない、との指摘があるが、どのように考えるか。</p>	
<p>監査報酬の決定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査報酬・監査時間については、被監査会社に係る監査上のリスクを踏まえて適切な監査計画が策定され、当該計画に沿って適切な水準が確保されていくことが重要ではないか。 ・ この点、監査時間の見積りに関する日本公認会計士協会の研究報告等の成果を、実際の監査計画の策定等に当たって活用していくための方策が検討されるべきではないか。 ・ 監査報酬については、監査の対象である被監査会社から監査人に対して支払われるという「インセンティブのねじれ」が存在しており、これをどのように克服していくかが重要な課題となるではないか。 <p>◇株式会社の機関である会計監査人の報酬については、会社法において、監査役等に同意権が付与されたところであるが、この点、監査役等に会計監査人の報酬の決定</p>	

	<p>権を付与すべきではないか、との指摘があるが、どのように考えるか。</p> <p>◇投資者保護の観点等も踏まえ、監査人の独立性を担保するために、証券取引法監査における監査報酬の決定手続のあり方を検討するということもあり得るのではないかと、との指摘があるが、どのように考えるか。</p> <p>◇一方で、監査役等は会社の職務執行を監査する役割を担っており、監査報酬の決定を自ら行うことを期待されている機関ではないのではないかと、との指摘があるが、どのように考えるか。</p> <p>◇仮に監査報酬の決定権を監査役等に付与する場合、監査報酬の支払に係る取締役等の権限を実質的に制約することとなるのではないかと考えられるが、そのような理解でよいか。</p> <p>◇なお、仮に監査報酬の決定権を監査役等に付与する場合、その対象については上場会社等を基本とし、証券取引法において所要の手当てをすべきではないかと、との指摘がある一方で、会社内部の報酬決定等がガバナンスに係る基本的事項であることから、本来会社法において規定すべきものであると、との指摘があるが、どのように考えるか。</p> <p>・上場会社に係る監査報酬について、証券取引所が被監査会社や株主からいったん徴求し、証券取引所が直接、各監査人に対して報酬を支払う、との仕組みは、被監査会社の規模等により外形的に報酬額を決めるものとなりかねず、かえって監査上のリスク等が監査報酬に反映されにくい枠組みとなるのではないかと。</p>	
<p>監査報酬の開示</p>	<p>・財務書類の信頼性を高め、監査の質を確保するとの観点からは、どのような対価の下での監査を経て作成された財務書類であるかについて、企業が一層の説明責任を果たすことが求められるのではないかと。</p> <p>・有価証券報告書等における被監査会社による監査報酬の開示については、現行制度における「例示」との取扱いを改めて明確に義務付けるとともに、開示内容の比較可能性を高めるべく連結・単体別の監査報酬の開示を求めることや企業における監</p>	

査報酬の決定方針についても記述を求めること等を検討すべきではないか。

- ・一方で、開示内容の検討に当たっては、過剰な開示規制とならないように留意すべきである、との指摘がある。
- ・監査法人においても、Ⅱ（２）のディスクロージャーにおいて監査報酬の内訳や法人内部における監査報酬の振り分けの方針など、監査報酬に関する情報の開示を行うことが検討されるべきではないか。

（３）監査人交代等への対応

監査人交代の開示

- ・監査人の交代については、監査人の独立性や地位が脅かされる形での交代を防止する等の観点から、交代が生じた際の情報開示について、その充実・強化を図るべきではないか。
- ・取引所の自主規則において求められている監査人の交代に係る適時開示について、交代があった旨に加えて、交代の理由についても十分な開示を求めることが検討されるべきではないか。
- ・監査人の交代に係る情報開示は、その重要性にかんがみ、証券取引法上の臨時報告書やその後の有価証券報告書等においても開示の義務付けが検討されるべきではないか。
- ・一方で、開示の充実・強化に当たっては、開示会社の負担を過大なものにしないよう留意すべきである、との指摘がある。
- ・監査人の交代があった場合には、監査人からも適時に開示がなされるような制度的手当てを行うべきではないか。
- ・監査人の交代の際に会社と監査人との間に意見の不一致があった場合等には、監査人に対して、会社の臨時報告書や証券取引所等における開示を求めていくべきではないか。

○米国においては、会社と意見の不一致が合った場合、又は不正が発見された場合、監査人が臨時報告書で意見陳述することが

		求められている。
不正・違法行為発見時の監査人による対応	◇監査人の独立性や監査の実効性等を強化する観点から、監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に報告する等、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続を踏んだ上でもなお改善が図られないと考えられるときは、当局への報告を義務付けることが考えられるが、どのように考えるか。	
監査人への不当な影響力行使の禁止	◇発行会社の取締役等が、財務書類に係る監査に重要な影響を及ぼすこと等を目的として、監査人に対して強圧、操作、誘導等の行為を行うことを禁止すべきではないか、との論点があるが、どのように考えるか。	○米国サーベンス・オクスレー法303条： 発行会社の取締役等が、財務書類に重大な誤解を招くような記載をする目的で、監査人に対して、強圧、操作、誘導、不当な影響の行使を行うことを禁止。
IV 監査法人等に対する監督・責任のあり方		
(1) 監査法人等の責任のあり方		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人の責任のあり方を考えるに当たっては、刑事・行政・民事それぞれの責任の間の適切なバランスに留意しつつ、全体としての適切な水準を確保していくことが重要となるのではないか。 ・監査法人等の責任のあり方については、行政が機動力をもって個別の非違事例等に則した形で対応することで、監査法人の品質管理体制等の是正や教育的な改善を図っていくことがまずもって求められるのではないか。 	
① 刑事責任のあり方		
	◇組織的監査における監査法人の役割の重要性に鑑みると、虚偽証明を行った公認会計士を社員とする監査法人についても刑事罰を及ぼすべきではないか、との論点があるが、どのように考えるか。	○現行の証券取引法上、虚偽の監査証明を行った公認会計士が所属する監査法人について刑事責

- ◇この点、刑事罰を監査法人に科すことについては、当該監査法人の信用失墜、所属公認会計士の離散等のリスクが大きすぎるのではないかと、監査の要諦は、個々の公認会計士が個人として責任をもって臨むことにあるのであり、会社—社員の関係になぞらえて両罰規定を置くことは過剰ではないかと、との指摘がある。
- ◇我が国の刑事法制の体系下における法人の刑事責任追及については、両罰規定により選任・監督上の過失を問う、という手段（両罰規定）に限られており、諸外国のように「法人の故意」や「法人が recklessly に違法行為を犯した」といった構成要件は認められていないことについて、どのように考えるか。
- ◇他方、監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にあることにかんがみれば、監査法人に対して刑事罰を科すことは、非違事例の抑止等の観点からも必要な措置ではないかと、との指摘がある。
- ◇さらに、刑罰を科すことには謙抑性が求められ、非違事例等に対しては、行政的な手法の多様化等によりまずもって対応することが求められるが、それらの多様化等をもってしても、非違事例の抑止等の観点からなお十分でないと考えられる場合には、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではないかと、との指摘がある。
- ◇仮に監査法人に対する刑事罰を導入するとした場合であっても、リスクの大きさに鑑み、罰金の額については謙抑的であるべきではないかと、との指摘がある。

任を問う規定は設けられていない。

- 会社法上、会計監査報告について虚偽の記載をした場合等には、会計監査人（公認会計士・監査法人）は100万円以下の過料に処せられる。

②行政責任のあり方

- ・現在、監査法人の行政責任を問う類型は限定的であり、個別の非違事例に応じて適切に行政責任を問うていくことを可能とするために、処分等の類型の多様化を図っていくべきではないか。
- ・監査法人の社員が虚偽証明を行った場合等に、行政が、その監査法人の適切な運営を確保するために講ずべき事項等を示し、改善計画の提出を求めるなどの行政処分の類型（いわゆる業務改善命令）を導入すべきではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度上、監査法人の中で個人として行政処分の対象となり得るのは、監査業務を執行した社員に限定されているが、個別の監査の審査等品質管理に責任を有する者や品質管理体制の整備その他の業務運営に責任を有する者（理事等）に問題があると考えられる場合に、これらの者の職を解くことを命令する行政処分の類型（いわゆる役員等解任命令）を導入すべきではないか。 ・非違事例を行った公認会計士に必要な知識・経験等が欠けていると判断されるような場合には、例えば業務改善指示等の一環として専門職業教育・訓練を要求していく等、事案に応じた適切な対応が図られるべきではないか。 <p>◇業務停止等の処分を行うことが適切でないと考えられる場面が想定されること等を踏まえ、非違事例を行った監査法人に対して課徴金・民事制裁金の納付を求める、との論点があるが、どのように考えるか。</p> <p>◇この点に関しては、現在、独占禁止法上の課徴金制度について、内閣官房に設置された基本問題懇談会において検討が行われ、課徴金制度のあり方について検討が進められていることとの関係をどのように考えるか。</p> <p>◇また、仮に非違事例等に対して経済的なペナルティーを課すとすれば、本来は課徴金・民事制裁金ではなく、刑事罰を導入したうえで、行政手続ではなく刑事裁判手続を通じたデュープロセスが確保されるべきではないか、との論点があるが、どのように考えるか。</p> <p>◇あるいは、非違を行った監査法人等に対して日本公認会計士協会が過怠金を課すことができるような制度的な手当てを行い、行政としても、行政による調査に基づき必要と認めるときには、日本公認会計士協会に対して所要の措置を求めることができるようにすることが考えられるが、どのように考えるか。</p>	
<p>個人の公認会計士の行政責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査の質の維持・向上、非違事例の防止等を図っていく観点から、個人の公認会計士についても、監査法人と同様に、その業務の遂行の方法が著しく不当な場合には、行政が必要な指示や処分を行うことを可能とすべきではないか。 	

	<p>◇個人の公認会計士による虚偽証明については、監査法人による虚偽証明の場合と異なり、故意・過失の別に応じて、行政処分の種類の範囲が異なっているところであるが、過失に基づく虚偽証明について悪質な事案も想定されることから、現在の種類の範囲を見直すべきではないか、との論点があるが、どのように考えるか。</p> <p>◇一方で、故意・過失の別により非難可能性の程度等に差異が存在すること、過失による虚偽証明に対してあまりに重い行政処分を可能とすると個人の公認会計士による監査に過度の萎縮効果をもたらすのではないか、との指摘があるが、どのように考えるか。</p>	<p>○個人の公認会計士による虚偽証明に係る行政処分の種類の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意：業務停止命令又は登録抹消 ・過失：戒告又は業務停止命令 <p>※監査法人の虚偽証明に係る行政処分の種類の範囲</p> <p>→故意・過失を問わず、戒告、業務停止命令、解散命令</p>
<p>③民事責任のあり方</p>		
<p>組織形態のあり方</p>	<p>◇例えば社員が数百人を超える大規模な監査法人が出現している現状等に鑑みると、合名会社制度をベースとした現行の無限連帯責任形態の監査法人制度に加えて、有限責任形態の監査法人制度をも導入すべきではないか、との論点があるが、どのように考えるか。</p> <p>◇この点、監査に対する信頼を揺るがしかねない事態が生じていることを踏まえて公認会計士・監査法人制度のあり方が検討されていることにかんがみると、問題点に対応した見直しをまず行ったうえで、有限責任化の是非は、次のステップとして判断されるべきではないか、との指摘があるが、どのように考えるか。</p>	
<p>有限責任形態の監査法人の要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に監査法人の社員に係る民事責任の有限責任化の途をひらくとした場合、そのような監査法人については、品質管理、ガバナンス、ディスクロージャー、財務基盤の充実等に関して十分な対応が行われることを前提としていくべきではないか。 ・監査法人が有限責任形態を選択する前提として、i) 監査証明業務を執行する者、ii) 監査の審査等、品質管理を担当する者、iii) 品質管理体制の構築・運用等を含め、業務運営に関する意思決定を行う者の役割分担に留意した適切な品質管理・ガバナンス体制の構築・運用を求めていくべきではないか。 ・有限責任形態の監査法人については、ガバナンス構造等に係るディスクロージャーに加えて、例えば、貸借対照表、損益計算書等の開示を義務付けるべきではないか。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・有限責任形態の監査法人については、第三者がその責任形態を誤認することを防止するための所要の措置を講じるべきではないか。 ・有限責任形態の監査法人については被害者救済等の観点から財務基盤の充実が必要であり、①最低資本金規制を設けること、②剰余金の配当を行う際にその一定割合の額の準備金等の計上を義務付けること、を検討すべきではないか。 ・さらに、そのような監査法人に対して保証金の供託や損害賠償責任保険への加入を義務付けることについても検討すべきではないか。 	
<p>損害賠償責任の範囲の限定</p>	<p>◇監査法人が負う損害賠償責任の範囲を限定する目的で、被監査会社からの損害賠償請求額の上限設定（いわゆるキャップ制）や第三者に対する損害賠償についての過失割合に応じた被監査会社との按分（いわゆる比例責任制）の導入について、どのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この点については、 <ul style="list-style-type: none"> i) 一般私法上の責任を当事者の意思にかかわらず縮減することとなる、 ii) 複数の加害者による第三者に対する損害賠償責任は、一般私法上、連帯責任と考えられていることと相容れない、 iii) 被害者救済への影響が生じる、等の問題があるとの指摘がある。 	
<p>(2) 監査法人等に対する監督のあり方</p>		
<p>参入規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に、有限責任形態の監査法人を導入し、参入に当たって最低資本金制度等の規制を設けていくとすれば、それらの規制の遵守を担保するため、有限責任形態の監査法人には、例えば登録などを義務付けていくことが必要となるのではないか。 	
<p>品質管理レビュー及びモニタリングのあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会の品質管理レビューについては、監査の質の確保・向上との観点から、一層の透明性の確保を図るとともに、個別の監査に係る問題事例には、綱紀委員会等と連携して適切な対応を図るなど、実効性を高める取組みが求められるのではないか。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士・監査審査会によるモニタリングについては、基本的には日本公認会計士協会による品質管理レビューを前提とするとしても、監査の質の管理のために必要があると認められるときには、品質管理レビューを待たずに監査法人等に対して報告徴求・立入検査を行うことができることを規定上明確に手当しておくべきではないか。 	
外国監査事務所に対する検査・監督のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・証券市場の健全性を確保するためには、我が国において提出される有価証券報告書等に関し、外国監査事務所が行う監査業務についても、その品質管理が適切になされていることが必要との観点から、一定の外国監査事務所に対しては、例えば当局への届出または登録を義務付け、検査・監督の対象とすべきではないか。 	
V その他		
監査報告書への署名・押印	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人が作成する監査報告書については、監査法人と個人の業務執行社員の双方が適切な役割分担の下でその適切さを確保していくとの考え方に基づけば、我が国における現在の署名・押印の方法等には、一定の合理性があるのではないか。 	○現在、監査法人が作成する監査報告書への署名等については、監査法人名を記載した上で業務執行社員による自署・押印がなされている。
継続的専門研修制度	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会がその規則において定めている継続的専門研修制度について、履修の更なる徹底等を図っていくべきではないか。 ・公認会計士の資格の更新制や考査の義務付けについては、その効果は限定的なものであり、むしろ品質管理レビューやモニタリングにより、各公認会計士の実際の監査業務の質の確保を図っていくことが重要であると考えられ、慎重な検討が必要となるのではないか。 	
社員の競業禁止規定のあり方	◇監査法人における社員の競業禁止の規制については、この存在が個人の公認会計士による監査法人の組織化を敬遠させているのではないかと指摘がある。例えば当該監査法人の全社員の同意がある場合に、監査法人が監査証明業務を提供している先以外の先に対して、その社員が非監査証明業務を提供することを認めることについて、どのように考えるか。	